

居宅介護支援事業 重要事項説明書



一般社団法人かわさき福祉相談センター
かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター

(指定番号 第 1475101893 号 神奈川県川崎市)

かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条、「川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」第 7 条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 法人概要

法人種別・名称	一般社団法人かわさき福祉相談センター
代 表 理 事	代表理事 中田 寛史
所 在 地	〒212-0015 川崎市幸区柳町 55 番地 3-2F
連 絡 先	電話番号 044-223-7755
業務の概要	高齢者福祉事業、権利擁護事業、相談支援事業
事業所数	社会福祉士事務所 1ヶ所（介護保険外サービス） 指定特定相談支援事業所 1ヶ所（障害サービス） 居宅介護支援事業所 1ヶ所

2. 事業所概要

事業所名	かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター
所在地	川崎市幸区柳町 15 番地 2 柳町フラット 201
介護保険事業者番号	1475101893
管 理 者	深澤 亮（ふかさわ りょう） 主任介護支援専門員
連 絡 先	044-223-7755
サービス提供地域	川崎区、幸区、鶴見区、港北区、大田区

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は事業者に偏することのないよう、複数の事業所を紹介するなど公正中立に行います。また、可能な限り自宅で生活が継続できること、希望する生活が送れること、これらを目標として専門的支援を行います。 弊社では、感染症、権利擁護、業務継続計画、ハラスメント等各種対応策を定め、取り組んでいます。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金 ※ 土日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)は休み
営業時間	9:00 ～ 17:00

5. 事業所人員体制

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者(主任介護支援専門員)	事業所の従業員および業務の管理	1 名(兼務)
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成・連絡調整等	1 名

6. 利用料及びその他の費用について①

(☒居宅介護支援Ⅰ)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 件未満の場合	居宅介護支援費 i 1,086 単位	居宅介護支援費 i 1,411 単位
〃 45 件以上 60 件未満の場合において、45 以上の部分	居宅介護支援費 ii 544 単位	居宅介護支援費 ii 704 単位
〃 60 件以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 iii 326 単位	居宅介護支援費 iii 422 単位

(☐居宅介護支援Ⅱ)

※ 国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の活用及び事務職員を配置した場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 50 件未満の場合	居宅介護支援費 i 1,086 単位	居宅介護支援費 i 1,411 単位
〃 50 件以上 60 件未満の場合において、50 以上の部分	居宅介護支援費 ii 527 単位	居宅介護支援費 ii 683 単位
〃 60 件以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 iii 316 単位	居宅介護支援費 iii 410 単位

- ※ 居宅介護支援費の費用は、上記単位を合計し 11.12 円をかけたものとなります。
- ※ 45 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合、居宅介護支援費Ⅰ ii 又はⅠ iii を算定します。
- ※ 事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 200 単位を減額します。
- ※ 居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む場合。また、居宅介護支援事業所の利用者が 1 月あたり 20 人以上住む建物（上記を除く）に住む場合は、5%を減額します。

6. 利用料及びその他の費用について②

	加 算	加算単位	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された時に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算	(Ⅰ) 250 単位 (Ⅱ) 200 単位	入院に当たって病院等の職員に対して心身の状況や生活環境等の情報を提供した場合 (Ⅰ) 入院した日(営業時間終了後又は営業日以外の入院は翌日) (Ⅱ) 入院してから 3 日以内
	退 院 ・ 退 所 加 算	(Ⅰ)イ 450 単位 (Ⅰ)ロ 600 単位 (Ⅱ)イ 600 単位 (Ⅱ)ロ 750 単位 (Ⅲ) 900 単位	入院等の期間中に病院等の職員より必要な情報提供を受けて居宅サービス計画の作成をした場合 (Ⅰ)イ カンファレンス以外の方法で一回情報を受ける。 (Ⅰ)ロ カンファレンスで情報提供を一回受ける。 (Ⅱ)イ カンファレンス以外で二回情報を受ける。 (Ⅱ)ロ 情報提供二回のうち一回はカンファレンスで受ける。 (Ⅲ) 情報提供三回のうち一回以上をカンファレンスで受ける。
	特 定 事 業 所 加 算	(Ⅰ) 519 単位 (Ⅱ) 4211 単位 (Ⅲ) 323 単位 (A) 1114 単位	「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合」にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、A のどれか 1 つ、1 月に加算する。
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合(月 2 回まで) 複合型サービスの利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	24 時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じた居宅介護支援の提供ができる体制を整備しており、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、利用者及び家族の同意を得て主治医及び計画に位置付けた事業所へ計画書を提供した場合で、かつ、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、在宅の訪問し、心身状況等を記録した場合。
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	50 単位	利用者が医師(歯科医師)の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

※ 加算は該当するもののみ算定となります。

6. 利用料及びその他の費用について③

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車等を使用した場合は、公共交通機関を利用した場合の金額として請求いたします。
その他	① 介護保険外の相談支援等については、併設の社会福祉士事務所にてお受けすることができます。その際には、社会福祉士事務所で定める実費等を頂戴いたします。 ② 成年後見制度利用に必要となる本人情報シートについては、1通作成につき¥3000を頂戴いたします。 ③ その他、必要に応じてかかる費用については、利用者と事業者の協議にてその費用を定めます。

7. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額は 6-①、6-②、6-③から計算し、利用月毎に合計金額を算出して請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者へ送付します。 ウ 請求内容をご確認の上、請求月の最終日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1) 事業者指定口座への振り込み (2) 現金払い エ お支払いが確認できましたら、領収書を発行いたします。
------------------	--

※ 居宅介護支援事業の利用料につきましては、介護保険から 10 割給付となっておりますので、現時点ではお支払いは発生しません。 その他の費用(交通費など)がかかる場合のみ請求書を発行いたします。

8. 利用者の居宅への訪問について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 13 条イ、川崎市運営基準条例第 16 条 13 号より、要介護認定を受けて現に介護保険サービスの利用をしている方に、少なくとも月 1 回は居宅に訪問して利用者と面接を行います。

但し、サービス担当者会議等において、利用者、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ており、①利用者の状態が安定していること。②テレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。③他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。④2 月に 1 回は居宅に訪問すること。これら全てを満たす場合にはその限りではありません。

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者等からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者等の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9. サービスの選択について

介護保険サービスの利用時は、事業所が選択できるように複数の事業者情報をご本人様、ご家族様等へ提供致し、ケアプランへ位置付けた際にはその理由もご説明いたします。また、前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業所の提供割合も提供いたします。さらに福祉用具で、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖については貸与と販売の選択制となるため、必要な説明をいたします。

10. 業務継続体制、虐待防止、身体拘束について

当初は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた体制を整備しています。

また、権利擁護体制として、虐待の防止、身体拘束がなされないように、事業所内でも確認等を行い、体制を整備しています。

11. 入院時のご依頼について

当所が提供する居宅介護支援を受けられているご利用者様等は、入院時には当所の介護支援専門員から居宅介護支援を受けていることを当該入院医療機関へ伝えて下さるようご協力をお願いします。また、入院以外でも医療機関受診の際に居宅介護支援事業所を聞かれた場合、同様に当所が担当している旨をお伝え下さい。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込んでいます。
------------------------	--

個人情報の保護について	① 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙、電磁的記録等）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします(開示に際しての複写料は請求者の負担となります)。
-------------	--

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者及びその家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	:	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	:	福祉事業者総合賠償責任保険

14. サービス記録の閲覧・交付

記録は契約終了後 5 年間保管します。利用者または代理人等からサービス記録の開示を求められた場合、その記録の閲覧または交付を実費にて受けることができます。

15. 相談・苦情・要望等の窓口

当事業所のサービスに関する相談・苦情・要望等は、下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0 4 4 - 2 2 3 - 7 7 5 5
担当職員	深澤
受付時間	月～金 9:00 ～ 17:00

その他の苦情相談窓口

川崎市	幸区役所高齢障害課	0 4 4 - 5 5 6 - 6 6 1 9
神奈川県	神奈川県国民健康保険団体連合会	0 5 7 0 - 0 2 2 1 1 0

16. 緊急連絡先

利用者の体調急変時など、緊急時には下記に定めた連絡先へ電話連絡を行います。連絡は第一順位からとし、繋がらない場合には下位の連絡先へ電話連絡を行います。なお、連絡が付いた時点で他のご家族様への連絡は致しませんので、ご家族様にてご周知ください。

第一連絡先

氏 名		続柄	
電話 ①		住所	
電話 ②			

第二連絡先

氏 名		続柄	
電話 ①		住所	
電話 ②			

第三連絡先

氏 名		続柄	
電話 ①		住所	
電話 ②			

17. 担当の介護支援専門員 氏 名 _____

事業所の都合等により担当の介護支援専門員が変更となる場合には、事前にご連絡した上で、書面を持って担当変更をご報告します。

《説明確認欄》

令和 年 月 日

居宅介護支援契約にあたり、重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付しました。

事業所所在地	川崎市幸区柳町 15 番地 2 柳町フラット 201
法人名	一般社団法人かわさき福祉相談センター
事業所名	かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター

説明者 _____

居宅介護支援契約にあたり、重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。
また、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名

代理人 (代筆者)	住所
	氏名
	続柄